

保護者のみなさまへ

れいわ ねん ど きょうしつ り ようもうしこ
令和6年度 ふれあい 教室利用申込み

1. 受付

【受付期間】令和6年1月10日(水)～31日(水)

※受付期間後に申込みされた場合、4月からの入室審査に間に合わない場合がございます。

【申込方法】

○郵送(送付先は裏面)

上記受付期間の消印が有効です。郵送料につきましてはご自身の負担となりますのでご了承ください。

○窓口 青少年育成課(市役所東別館2階)及び田原支所

上記受付期間の午前8時45分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

土曜日受付 ※青少年育成課窓口のみ

令和6年1月27日 午前9時～午後5時(正午からの45分除く)

※当初20日の予定でしたが、27日に変更となっています。ご注意ください。

○各ふれあい教室 ※現在ふれあい教室に在籍している児童及びそのきょうだいのみ

※ふれあい教室では書類の不備等の確認は行いませんので、必ず書類が揃っているか確認の上ご提出ください。また、書類等に関する質問は各ふれあい教室では受け付けておりませんので、質問がある場合は青少年育成課にお問い合わせください。

2. 提出書類

提出の際は入室案内を必ずお読みいただき、裏面の提出書類チェックリストを確認してください。

※綴じている様式には、ご自身に不要なものも含まれている可能性があります。必要な書類のみご記入、ご提出ください。

※児童状況申立書を郵送される人は、内容の確認のため、後日電話させていただくことがあります。持参される人は、別室にて状況を聞き取りさせていただくことがあります。

3. 利用許可または入室保留通知の送付

選考基準の上位の児童から入室できます。(同じ基準に属する場合は厳正なる抽選の上、決定いたします。なお、抽選の公開は行いません。)定員を超えた児童は入室保留となりますのでご了承ください。

※早い人は2月上旬頃に入室の結果を郵送します。遅い人は2月下旬に郵送となります。

※選考基準は、入室案内3ページをご覧ください。

☆裏の注意事項もよくお読みください。

ちゅういじこう
【注意事項】

- 受付期間終了後（2月1日以降）に申込みされると、4月1日からの利用に間に合わないことがございます。
- 提出書類に漏れや不備があった場合、選考に関わりますので、必ず揃えて提出してください。提出書類に不備があった場合は、正しい状態になった日を受付日としますので、ご注意ください。
- 審査の時点で過去の利用料に滞納がある場合は、入室をお断りいたします。なお、受付期間中は、窓口が大変混み合いますので、利用料の納付相談については、お待ちいただくことがあります。



と あ ゆうそうさき
【問い合わせ・郵送先】

〒575-8501

しじょうなわてしなかのほんまちばんごう
四條 畷 市中野本町1番1号

しじょうなわてしきょういくいいんかい きょういくぶ せいしょうねんいくせいカ
四條畷市教育委員会 教育部 青少年育成課

TEL 072-877-2121

0743-71-0330 (田原地域から)

きょうしつもうしこ ていしゅつしよるい ちえっくりすと
ふれあい教室申込み 提出書類チェックリスト

りようもうしこみしよ
□利用申込書

しゅうろうしよめいしよ ちち はは じえいぎょう ひと かくていしんこくしよ うつ かいぎょうとどけ うつ とう てんぶ
□就労証明書（父・母）※自営業の人は確定申告書の写しや開業届の写し等を添付

ほごしや ざいがくちゅう ばあい ざいがくしよめいしよ ほごしや しつぱい かしよう ばあい いし しんだんしよとう
(保護者が在学中の場合は在学証明書/保護者が疾病・負傷している場合は医師の診断書等)

おやかていとう おやかていりようしよ うつ
□（ひとり親家庭等のみ）ひとり親家庭医療証の写し

しゅうろうしよめいしよとう おやかていりようしよ うつ か みしゅうろうかてい いえ
※就労証明書等またはひとり親家庭医療証の写しが欠けていると、未就労家庭(家に保護者がいる家庭)と判断するため、優先順位が下がってしまいます。

じどうしよきょうもうしたてしよ じどう せいかつ はいりよ ひつよう しえんがつきゅう にゅうしつよてい ばあい
□児童状況申立書（児童の生活に配慮が必要、支援学級に入室予定の場合）

しよ しゃてちよう も ばあい てちよう うつ ていしゅつ
※障がい者手帳を持っている場合は、手帳の写しも提出してください。

げんめんしんせいしや せいかつ ほ ごじゅきゆうしゃしよ れいわ ねんげんせんちようしゅうひようとう うつ
□（減免申請者のみ）生活保護受給者証または令和6年源泉徴収票等の写し

かくていしんこくよてい しよるい ま あ ばあい がつまつ りようけつていじ そうふ げんめんしんせいしよ
※確定申告予定で書類が間に合わない場合は、3月末までに、利用決定時に送付する減免申請書に確定申告書の写しを添付して提出してください。遅れると4月の減免に間に合いません。

おな こうざ りよう ひと きょうしつりようりようこうざふりかえとうつかいらいしよ
□（同じ口座を利用する人）なわてふれあい教室利用料口座振替等追加依頼書

かこ ねんいらい きょうしつ りよう こうざふりかえとうろく ひと たいしよう はじ ひと
※過去5年以内にふれあい教室を利用し、口座振替登録をした人のみが対象です。初めての人は利用決定時に送付する口座振替依頼書を金融機関の窓口へ提出してください。